

賃金控除に関する協定書

甲(使用者:)と乙(労働者代表:)
は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 甲は、毎月 日、賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
- 2 この協定は、平成 年 月 日から有効とする。
- 3 この協定は、いずれかの当事者が 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

平成 年 月 日

甲：
(使用者職氏名) 印

乙：
(労働者代表) 印